

- 前日までの間に退職した職員のうち旧条例第10条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第10条第11項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第10条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第16条第4項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第7項中「、再就職手当、常用就職支度金」を「、就業促進手当」に改める。
- 11 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第12条第4項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第7項中「、再就職手当、常用就職支度金」を「、就業促進手当」に改める。
- 12 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第43号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第118号の次に次の1号を加える。

(118)の2 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあわせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査
古物競りあわせん業に係る業務実施方法認定申請手数料 17,000円

第2条第1項第623号を次のように改める。

(623) 削除

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項に第118号の2を加える改正規定は、古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）の施行の日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第113号の次に次のように加える。
別表第1手数料の項第564号を次のように改める。
別表第1手数料の項第564号 削除

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第44号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第8項中「緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）により行う同法第18条第1項第7号イ」を「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イ」に改める。

第56条第3項中「第11項まで、第13項及び第14項」を「第13項まで」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第6条の7第1項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。